

# 山梨県公報

第百三十二号

令和二年

十月一日

木曜日

山梨県知事 長崎 幸太郎

## 目次

○建設工事等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等の一部を改正する告示	五〇七
○道路の供用開始	五〇七
○換地計画の決定	五〇七
○公共測量の実施(二件)	五〇七
○公聴会の実施	五〇八

## 告示

### 山梨県告示第百六十四号

建設工事等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等の一部を改正する告示を次のように定め、この告示の日から適用する。

令和二年十月一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

建設工事等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等の一部を改正する告示(建設工事等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成三十年山梨県告示第百四号)の一部を次のように改正する。)  
三二中「事業年度の」の下に「直前の事業年度の」を加える。

### 山梨県告示第百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和二年十月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和二年十月一日

## 公告

### 換地計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(大草地区第二工区)の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和二年十月一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 縦覧書類 換地計画書の写し
- 縦覧期間 令和二年十月二日から同年同月二十九日まで
- 縦覧場所 韮崎市役所
- 審査請求期間 この公告の日から令和二年十一月十三日まで
- 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和三年四月一日まで

### 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により鳴沢村から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	富士吉田西 桂線	南都留郡西桂町倉見字前田六六 六番三地先から 南都留郡西桂町倉見字溝下七九 番一地先まで	四九二・三	令和二年十 月一日

- 一 測量の種類 公共測量（数値撮影、写真地図作成）
- 二 測量の地域 鳴沢村全域
- 三 測量の期間 令和二年七月一日から令和三年一月二十九日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（道路三次元データ計測）
- 二 測量の地域 山梨市の一部
- 三 測量の期間 令和二年八月二十四日から同年十二月十八日まで

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和二年十月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開催期日 令和二年十月二十八日（水）午後七時
- 二 開催場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館
- 三 聴こうとする案件 甲府都市計画道路（大手二丁目浅原橋線）の変更について
- 四 意見書の提出先 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 令和二年十月十五日（木）
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び中北建設事務所並びに甲府市都市計画課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。